３）前記１）の資格及び２）の施工経験を有する専任補助者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は前記２）の施工経験を有するか、または前記２）の施工経験に代えて下記の施工経験を有すること。

（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

令和元年度以降に、環境省発注の建築一式工事で主任（監理）技術者としての施工経験があること。また、当該施工経験の環境省発注の工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、環境省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（令和２年12月25付け環境会発第2012255号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑻　上記１⑴に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　総合評価に係る技術提案が適正であること。

⑿　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⒀　人権尊重の取組について　本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和４年９月13日　ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）技術提案　木造建築物の復元的整備工事における施工計画

２）企業の技術力等

Ａ．企業の施工能力

(a)　同種工事の施工実績
(b)　工事成績
(c)　表彰等
(d)　地域精通度（地理的条件）
(e)　地域貢献度（災害時等における活動実績）
(f)　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況

Ｂ．配置予定技術者の施工能力

(a)　同種工事の施工経験と立場
(b)　工事成績
(c)　表彰等
(d)　継続教育（ＣＰＤ及びＣＰＤＳ）の取組状況

Ｃ．賃上げの実施

⑵　総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）加算点　上記⑴に示す各項目を評価し、加算点を与える。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

⑶　ヒアリングの実施　ヒアリングは実施しない。

⑷　落札者の決定方法

１）入札参加者は、次の①から②のすべての要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

①　入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

②　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

２）１）において、評価値が最も高い者が２人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　実施上の留意事項

⑴　実際の施工に際しては、適正とされ、競争参加資格確認通知書に併せて通知された技術提案に基づく施工計画により施工し、入札時に記載した「技術提案」以上の施工を行うものとする。

受注者の責任により、入札時に記載した「技術提案」以上の施工が行われない場合は、以下の取扱いを行う。

１）工事成績評定点の減点措置
２）違約金の徴収

⑵　施工条件の変更、災害等、受注者の責任に帰さない事由により「技術提案」に影響を及ぼす場合の取扱いは、発注者と受注者で協議して決定するものとする。

⑶　施工計画又は技術提案が適正とされなかった場合は本工事の入札に参加できない。

⑷　技術提案に基づく施工計画の採否については、競争参加資格確認通知書に併せて通知する。その際、技術提案が適正とされなかった場合はその理由を付して通知する。

５　入札手続等

⑴　担当部局　〒160―0014 東京都新宿区内藤町11　環境省自然環境局新宿御苑管理事務所庶務科　電話：03―3350―0152
電子メール：SHINJUKU@env.go.jp

⑵　入札説明書等の交付期間

１）環境省または新宿御苑管理事務所のホームページの「調達情報」より必要な件名を選択し、掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。
環境省ＵＲＬ：
https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/index_koji.html
環境省新宿御苑管理事務所ＵＲＬ：
https://www.env.go.jp/garden/shinjukugyoen/4_sup/index.html
なお、入札の見積に必要な別紙図面及び仕様書等も同様に入手すること。

２）交付期間：令和７年７月14日から令和７年８月22日の12時まで。持参の場合は休日を除く９時から17時まで（12時から13時を除く）。

⑶　申請書及び資料の作成及び提出方法　申請書及び資料は、入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子調達システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10ＭＢを超える場合、及び発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は原則として発注者の承諾を得て電子メールにて提出する場合、ファイル容量は７ＭＢ以内（圧縮ファイルを活用した場合も同様）とし、やむを得ず申請書及び資料が７ＭＢ以上となる場合は分割して送信し、環境省自然環境局新宿御苑管理事務所庶務科に提出した旨を連絡し、受信連絡メールを必ず確認すること。

提出期間：令和７年７月14日から令和７年８月22日の12時まで
※持参の場合は休日を除く９時から17時（12時から13時を除く）※最終日は12時まで

受付場所：環境省自然環境局新宿御苑管理事務所庶務科　〒160―0014 東京都新宿区内藤町11　電話03―3350―0152